

2014年度「市民事業寄付制度」実施要項

1. 目的

多様な人や団体が連携しあう多軸重層型の地域協同社会づくりに向け、地域で活動している個人や団体に対し、経済的、物質的、技術的な寄付をする仕組みとして市民事業寄付制度を設けています。

地域協同社会づくりがすすみ、安心して暮らし続けるまちが広がることを期待します。

2. 寄付について

寄付は経済的金銭のみではなくモノや技術も対象とします。寄付を希望する団体、個人は、何のために寄付を募集するか明確にします。

モノ、技術の寄付は、寄付者が出た場合、寄付者と寄付希望団体、個人とが直接やり取りを行い寄付を行います。

経済的寄付は目的と目標金額（以下「プロジェクト」といいます）を設定します。寄付募集期間内に目標額に到達した場合、プロジェクト成立となり集まったすべての金額が寄付となります。目標額に到達しなかった場合は、プロジェクト不成立となり、寄付を受取ることができません。

※募集年度内に新規に団体を立ち上げる寄付募集に限り、目標に達さない場合もすべての金額が寄付となります。

3. 応募資格

(1) 対象；団体及び個人

生活クラブ運動グループ（Wco. ネット CCS 大人の学校） エッコロ助成金団体
生活クラブが参加・協賛・賛同してきたグループ（生活クラブ自主活動登録グループなど）
これから新しく事業を立ち上げる団体（生活クラブの理念に沿っているものに限る）

(2) 応募条件

- ①社会性、地域性を有し、地域課題を見据え課題解決に向けた事業であること。
- ②プロジェクトが成立した場合、年度内にプロジェクトを開始し、寄付者との継続的な関係を持っていくこと。
- ③事業内容、団体の連絡先等の情報を生活クラブ寄付募集ホームページやチラシで公開し、寄付受領後に同ホームページやチラシ等で活動報告ができること。
- ④寄付希望団体、個人は Facebook のアカウントを取得し、プロジェクトやその団体、個人の情報を発信すること。（Facebook のリンクを生活クラブのホームページに掲載）

4. 応募の方法・条件

(1) 応募方法

- ①所定の申込書に必要事項を記入し、生活クラブ生活協同組合の市民事業寄付制度運営委員会に提出してください。
- ②事前説明会にて応募に関する説明と申請書の配布も行います。ご参加下さい。

(2) 応募条件（助成を受けられた後）

- ①市民事業寄付制度を受けて行うプロジェクトであることを地域に対してお知らせください。
- ②プロジェクト終了後に、地域にむけて活動報告を行ってください。
- ③組合員よりの取材、交流に可能な範囲でご協力ください。
- ④プロジェクト終了後、速やかに報告書を提出下さい。
- ⑤冊子等を作成した場合は、生活クラブ市民事業寄付制度を活用して作成した旨を記載して下さい。

(3) 添付書類

審査の参考としますので、定款、規約、事業活動報告書、事業活動計画書、収支状況報告書の添付をお願い致します。なお、御用意できないものについては、代わりとなる資料や内容の分かる資料の提出をお願いします。 ※添付のない場合審査で受理できない事があります。

(4) 応募書類の取扱い

申込みの応募書類は返却しませんので、お手元にコピー等で保管して下さい。

(5) 実施スケジュール

2月25日（火） 臨時理事会で愛称決定 COMEON カモン原稿入稿

- 3月17日(月)～ COME ON かもん 11週号で寄付希望団体、個人の募集(その他:メルマガ・1403支部運営委員会資料・ホームページ・SNSなど)
- 4月12日(土) 10:30～12:00 事前説明会(応募書類配布)
- 5月9日(金) 17:00 申請書締め切り(必着)
- 5月12～16日の間 審査会による参加団体、個人の決定
各団体個人 Facebooku ページ構築
広報用チラシ提出〆切
- 6月13日(金)まで 総代会にてアピール
- 6月17日(火)
- 7月14日(月)～ 寄付者募集チラシ配布(寄付受付開始)
- 8月23日(土)まで 寄付者募集締め切り
- 9月上旬 経済的寄付プロジェクト可否とその他の寄付を報告
- 10月31日(金) 経済的寄付の実行(プロジェクト成立のみ)

(6) 受付期間・方法

- ①2014年3月31日(月)～2014年5月2日(金)(17:00 必着)
- ②郵送または持参
(郵送の場合、〒336-0021 さいたま市南区别所 5-1-11 生活クラブ生活協同組合 市民事業寄付制度運営委員会宛 ※市民事業寄付制度応募書類在中と記載下さい)

5. 寄付希望団体、個人について

寄付希望団体、個人の募集期間終了後、寄付希望団体、個人の決定については、応募書類と審査要項を基に、審査会の合議により決定します。必要に応じて「団体、個人へのヒヤリング」を行います。

6. 助成金支払い方法

・寄付金は、指定された金融機関の預金口座に振り込みます。

7. 寄付者へのお礼と報告書の提出

(1) 寄付者へのお礼

寄付が成立した場合、感謝の声(モノ)を寄付者に必ず届けるものとします。※金銭は不可

(2) 報告書の提出

モノや技術の寄付の成立や経済的寄付のプロジェクト実施後2ヶ月以内に、報告書を提出してください。この報告書をもとに組合員による取材をさせて頂き生活クラブ生協の機関紙等に公開させて頂き場合があります。

8. その他

寄付募集の活動および対象事業が、他の助成金・補助金等の制限を受けていないかをよく確かめてください。特に、共同募金(赤い羽根等)の配分申請対象団体には、「寄付の募集をしていないこと」という要件があります。

